

総務委員会会議録

日時 平成27年 6月30日(火) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後 2時25分

場所 委員会室棟第一委員会室

委員出席者 委員長 塩澤 浩
副委員長 遠藤 浩
委員 高野 剛 石井 脩徳 前島 茂松 渡辺 英機
奥山 弘昌 土橋 亨 山田 七穂

委員欠席者 久保田松幸

説明のため出席した者

総務部長 前 健一 会計管理者 望月 洋一
人事委員会委員長 中矢 恵三 代表監査委員 小野 浩
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
防災危機管理監 堀内 浩将 総務部理事 芹沢 正吾
総務部次長 宮澤 雅史 総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹
職員厚生課長 半田 昭仁 財政課長 三井 孝夫 税務課長 鷹野 正則
管財課長 中澤 和樹 私学文書課長 森田 貴夫 市町村課長 泉 智徳
防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 小澤 浩
出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美 工事検査課長 丸山 哲
管理課長 渡辺 健 人事委員会事務局長 原間 敏彦
人事委員会事務局次長 大塚 克秀 監査委員事務局長 広瀬 正三
監査委員事務局次長 齋藤 修 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 佐野 光一

議題 (付託案件)

- 第57号 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例制定の件
第58号 山梨県県税条例等中改正の件
第63号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
第65号 平成27年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
第66号 平成27年度山梨県集中管理特別会計補正予算
承第1号 山梨県県税条例中改正の件
- 請願第27-4号 戦争につながる安全保障関連二法案(国際平和支援法案、平和安全法制整備法案)の廃案を求める意見書採択について
請願第27-5号 「平和安全法制整備法案」・「国際平和支援法案」の今国会での採決は行わないよう国に対し意見書の提出を求めることについて
請願第27-6号 安全保障関連法案の廃案を求めることについて

- 請願第27-7号 集团的自衛権行使を具体化する「安全保障法案」に反対する意見書の採択を求めることについて
- 請願第27-10号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時05分から午後2時25分まで、途中、午前11時35分から午後2時15分まで休憩をはさみ、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

第58号 山梨県県税条例等改正の件

質疑

遠藤副委員長 素人の部分もございまして、これが県税収入、あるいは住民生活にどういうふうに影響があるのかという点について、お伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、条例改正の内容のふるさと納税についてということですが、ここではポイントとなるのが、特例控除額を1割から2割に拡充する、それからワンストップということですが、まず1割から2割に引き上げられるということで、ふるさと納税も、近年、いろいろな御理解もあったり、また返礼品等々の施策もあったりして上昇しているわけですが、この1割から2割に上がったということで、どういうふうなことになるのか、お伺いいたします。

鷹野税務課長 昨今、いろいろなふるさと納税がされているわけですが、あくまでも税の控除でございますので、納めていただく税額より多いものというのはなかなかできないですが、それでもやはりいろいろな場面で頭打ちになり、ここまでやめてしまうという方がいらっしゃいます。そういった意味で、今まで大体1万5,000円とか2万円とかというところで、普通のサラリーマンですといっぱいになってしまうような方もいらっしゃったのですが、そういった方々がさらに多く寄附をいただけるのではないかと考えております。

遠藤副委員長 もう1つ、ワンストップ控除ということで、この制度がどういうことなのか、簡単に御説明してほしい。

鷹野税務課長 大体の議員の先生方は確定申告をされていらっしゃる方が多いので、確定申告が不便だとあまり思われないうちが多いと思うんですが、私もサラリーマンですと、年末調整で、庶務のほうにお願いねと言いますともうそれでやっていただけるんですが、これをしていただきますと、県のほうから領収書を発行したものを確定申告していただかなければならない。それが手間だという方が結構いらっしゃいますので、それにつきまして、例えば山梨県に寄附をいただいた方の住んでいる市町村のほうへ、何々をいただきましたというのをやれば、

自動的に確定申告をしたのと同じような扱いになるということで、非常に便利になるかと考えています。

ただ、若干、御注意が必要なのは、確定申告が必要な方については、当然、やっていただく。上限がありまして、5カ所以上にされている方については自分でやっていただく等、制限もございますので、それらについては広報していきたいと考えております。

遠藤副委員長　　そうしますと、一般的にはふるさと納税が増えるような方向で考えてよろしいでしょうか。

鷹野税務課長　　そのように制度改正されていると考えてください。

遠藤副委員長　　その次の外形標準課税ということで、説明の中で1億円以上の会社という説明があったわけですが、これが県内にどのくらいあるのか、私、認識がないので御説明いただければと思います。

鷹野税務課長　　現在、県内に本店のある法人は77社です。

遠藤副委員長　　全国的にはどれくらいあるものですか。

鷹野税務課長　　すみません、今、全国のものは手元に持っていませんので、もし必要がございましたら、後ほど、お届けさせていただきます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

第63号　　平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(私立幼稚園等緊急環境整備事業費について)

遠藤副委員長　　総の8ページ、私学振興費の上のほう、私立幼稚園等緊急環境整備事業費の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1,800余万円ということですが、これがどういったものに使われるかというのを先ほど御説明いただいたのですが、新しく幼稚園から認定こども園に移行していくということですが、幼稚園の数にどのような変化があったのか、お伺いいたします。

森田私学文書課長　　幼稚園の数の変更について御説明をさせていただきます。昨年度、課別説明書の私学振興費の欄で確認させていただいている運営費の補助金につきましては、これは一般分と特別補助分がございますが、一般分の補助を受けた幼稚園は全部で60園でございました。これに対して、本年度、一般分の対象と

なるのは、27園減少して33園となっております。

減少した27園につきましては、福祉保健部のほうで所管します、新しい子ども・子育て支援新制度の中で施設型給付による支援のほうに移ってございますが、特色のある教育を実施することに対する特別補助につきましては、27園でございますが、引き続き補助の対象となっているところでございます。

遠藤副委員長 27園のほうで1,800余万円の対象園になるということですか。

森田私学文書課長 私立幼稚園等緊急環境整備事業費1,827万5,000円につきましては、まず新たに認定こども園に移行しようとする幼稚園、これが、当年度、私学助成の制度にとどまった幼稚園ですが、それに対する補助金500万円がございます。それと併せまして、今回、認定こども園等の新制度に移った幼稚園につきましても、当該こども園の幼稚園部分にかかる設備整備につきましては引き続き対象となりますので、そういった認定こども園につきましても、滑り台等の遊具の整備、あるいはエアコンの整備等の比較的小規模な設備整備に対して、幼稚園とともに助成対象とすることとなっております。

遠藤副委員長 私が理解できないのだけれども、簡単に言えば新制度に移行していく園のほうに1,800万円が充当されているのか、移行しないほうに充当されているのかという質問ですが。

森田私学文書課長 今回の補助金については2種類の内容を含むものでございまして、先ほど御説明させていただいた500万円につきましては、新たに移行しようとする幼稚園にかかる補助の内容となっております。

遠藤副委員長 要するに1,800余万円のうちの500万円を引いた額ぐらいが、移行しない園のほうに配分されるということでしょうか。

森田私学文書課長 認定こども園に移行した園及び既存の幼稚園の制度にとどまっている幼稚園、両方の小規模な設備整備に対して補助する内容となっております。これは、必ずしも移行を前提とした補助金ではないという内容になっています。

遠藤副委員長 わかりました。そうしますと、新制度へ移行する、移行しない関係なく、私学助成としては助成をしていくという理解でよろしいのでしょうか。

森田私学文書課長 私学助成の内容といたしましては、課別説明書の2番目に掲げている私立学校運営費補助金のほうで一般的な運営経費に対して補助を行っておりまして、それは本年度27園でございますけれども、これまで説明させていただいた緊急環境整備事業費等につきましては、こども園になったものについても文部科学省のほうで特別に補助する制度が残っておりますので、引き続き補助させていただくとしております。

遠藤副委員長 今後、社会状況といいますか、認定こども園のほうが増えていくのか、増えていかないのか、あるいはどうなるのか、こういったことを県としてどういう支援体制、支援をしていくのかということをお説明いただきたいと思うんですが、今回、緊急環境整備事業ということだったのですが、今後、どういうお考えでいらっしゃるのか、お伺いをします。

森田私学文書課長 子ども・子育て新制度につきましては、この4月からスタートいたしまして、福祉保健部のほうで施設型給付ということで支援しております。私学助成の制度にとどまった幼稚園につきましては、他県等の状況、また国の基準等の状況を把握しながら、引き続き支援してまいりたいと考えています。

遠藤副委員長 要するに今の幼稚園のまま新制度に移行しないという考えを持っている幼稚園というのは、どういう考えによって新しい制度に行かないのか、その辺に代表的な例があればお伺いして、質問を終わらせていただきます。

森田私学文書課長 先ほど来、説明させていただいた中で昨年度の現行60園について、33園が既存の制度の中にとどまるということでございますが、その内容といたしましては、国の定める新たな子ども・子育て支援新制度が、消費税の増税等に伴う制度設計を行っているため、今後の見通しについて判断を保留した幼稚園があること、それから、認定こども園に移行する場合には、新たに保育の部分に対する施設整備等が必要であること、また、認定こども園につきましては、従来の幼稚園と違いまして、土曜日の開園、夏休みも開園することが前提となっている。あるいは、保護者の負担についても、保護者の世帯の収入に沿って負担額が定められている等のことによって、現段階では新たな制度に移行することの判断を保留した幼稚園があるものと考えています。

(総合防災情報システム整備事業費について)

遠藤副委員長 私も、昨年、防災の政策提言のほうには委員として参加をさせていただいたのですけれども、そういう中で、初動体制の情報の入手、発信の正確性、迅速性、信頼性を重視すべきだという御意見はさせていただきました。そういう中で、今回、総合防災情報システムを整備するということですのですけれども、具体的にどういう内容になるのか、お伺いいたします。

山下防災危機管理課長 現在、想定しております主な機能といたしましては、例えば市町村などがシステムに被害情報や行政対応にかかる情報を入力いたしますと、システムにつながった全機関が直ちにその情報を共有できる機能、そういったものを持たせたいと考えております。もう1点、県民等に必要な情報を、さまざまな手段を用いまして、迅速かつ確実かつわかりやすく伝達することが可能となる機能を持たせたいと、考えております。

遠藤副委員長 今、情報の共有というお話をされましたけれども、この共有は災害時だけの共有、要するにシステムということですが、ふだんから共有体制というのは、あるいは情報交換なんかはしているのでしょうか。

山下防災危機管理課長 こういうシステムは、今現在、ないわけでございますけれども、当然警報時、注意報時におきましても、市町村等は、当然、防災行政無線、ファックス、こういったものを使いまして、情報の共有を図っているところでございます。

遠藤副委員長 今、情報の共有化で市町村云々というお話をされましたが、警察とか病院とか学校なんかの共有体制はどのようになっているのでしょうか。

山下防災危機管理課長 それぞれやはり市町村でございますとか、庁内の関係課、当然、警察本部等とも連携をとりながら、情報収集、共有を現在も行っております。

遠藤副委員長 その点を、ふだんからどのようにされているかというお伺いですが、いかがでしょうか。

山下防災危機管理課長 当然、日常からもこういう情報共有ができる体制につきましては、例えば訓練を行っていくとか、そういう場をつくりまして、共有する機会をつくっております。

遠藤副委員長 これはスケジュール的には、今回、事業費ということで出されていますが、どういう流れになりますか。

山下防災危機管理課長 本年度、行います基本設計に基づきまして、来年度、システムにかかわる詳細設計及び構築を行いまして、平成29年度にはシステムを本稼働させたいと考えております。

遠藤副委員長 災害はいつ起こるかわからないので、できるだけ早い稼働をお願いしたいと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。できるだけ早い稼働をお願いしたいと思います。

山下防災危機管理課長 本稼働は平成29年度からを予定しているわけですが、システム構築を進める段階におきましても、市町村はもとより関係者を含めて、順次、試験運用を行ってまいりまして、検証しながら使用するなど、できるだけ早く稼働できるように工夫してまいりたいと考えております。

(県庁舎北別館非常用発電設備強化事業費について)

渡辺委員 総の4、北別館の非常用発電設備強化事業費ということですが、さっきの説明では、燃料タンクの増設に当たっては1日から3日間ぐらい延長というお話でした。これは地上なのか地下なのか、今はどうなっているんですか。その辺はどうですか。

中澤管財課長 重油タンクの増設ですが、現在、地上でございます。追加するものも、今、地上を想定しております。

渡辺委員 これは北別館だけのものですか。

中澤管財課長 北別館についての増設でございます。

渡辺委員 北別館だけということですから、ほかはもう全部、設備はしてあると理解していいですか。

中澤管財課長 北別館以外はすべて3日間の稼働が可能になるようになっております。最後に北別館の整備ということでございます。

(県庁舎北別館外壁改修事業費について)

渡辺委員 この北別館の外壁工事9,700万円が載っておりますけれども、長寿命化を図るためということで外壁工事がされるわけですが、北別館は、今、築何年ですか。

- 中澤管財課長 北別館は、昭和43年でございますので、築47年でございます。
- 渡辺委員 かなり期間は経過しているのですが、今回、長寿命化を図るためということですが、耐震工事等もう既に終わっているということですか。
- 中澤管財課長 耐震につきましては、昭和58年度、平成8年度、2回にわたって施工しております。既に現在の基準に合った耐震構造となっております。
- 渡辺委員 そうすると、建てかえについては、当分、なしと理解していいですか。
- 中澤管財課長 今回、長寿命化を図りますので、可能な限り適切なメンテナンスをして、できるだけ長い期間、使いたいという考えでございます。
- 渡辺委員 最後に伺いたいのですが、気になることは、どのような改修の仕方をするのか、もう1つ、色彩、色についてはどんな考え方でいるわけですか。
- 中澤管財課長 工事については、まず四面全部、足場を組みまして、壊れているところを補修して、良好な状態にしてから全面塗装いたします。これによって、例えば雨風で腐食をすることも防げる、その効果が十数年以上は続くということになると思います。
- 色合いについては、今、県庁舎は統一感を持ったデザインにしておりますので、例えば隣にあります議事堂・委員会室棟、別館、こういったものと統一的な色彩になるように考えてまいりたいと思います。
- (私立幼稚園等緊急環境整備事業費について)
- 前島委員 今、遠藤さんから質問がちょっとありましたけれども、私学文書課の総の8で、認定こども園にかかわる質問をさせていただきたいと思っています。
- 今、国の流れは幼保一元化に向かっている、いわゆる認定こども園の流れが主流になりつつある状況でございます。そういう中で、保育所、保育園関係も認定こども園に切りかえていく動きが非常に活発になってきている。また、幼稚園関係も、御案内のように認定こども園への移行を積極的に取り上げて進んでいるという状態があります。
- この状況の中で、今まで保育所の関係は厚生労働部のほうで担っていらっしやう。幼稚園のほうは総務のほうで行政を担っていらっしやう。今度、認定こども園になりますと、これから行政の所管はどういうすみ分けになっていくのか、まずこの点を一つ聞きたいと思います。
- 森田私学文書課長 新たな子ども・子育て支援新制度につきましては、原則として福祉保健部のほうで対応することとなっております。
- 前島委員 その中で一番心配をされるのは、少子化が非常に進んでいく、保育所のほうも認定こども園に向かう、幼稚園のほうもこども園に向かった場合に、定数問題、定員問題について、私ども、非常に心配をする感じがありますけれども、その移行に当たっての定員増減についての対応については、行政ではどう捉えているのか。
- 森田私学文書課長 新たな子ども・子育て支援新制度の中には、福祉保健部のほうで今後の将

来的な支援の姿、子どもたちの数についても策定がなされているものと承知しています。幼稚園の部分についてだけ見ますと、今回、新たな新制度に移った関係で、対象となる園児数は大幅に減少しているところになります。

前島委員 そのやりくりは、幼稚園関係にありましての、認定こども園に移行する場合でも、その辺の裁量については厚生部の保育所のサイドのほうで調整をしていくと理解していいのですか。それをちょっと聞きたいです。

森田私学文書課長 現在の幼稚園の新たな新制度への移行につきましては、福祉保健部、また厚生労働省のほうで定められた基準に照らし合わせて幼稚園が独自に判断しているものと考えております。

(山梨県県税条例等中改正の件について)

前島委員 先ほども県税の一部改正がございましたけれども、補正予算に関係して、大分、軽減税率に向かって、法人税が、限定的とはいえ減税の方向に向かう処置を講じていく税制改正になっているわけですが、これらを総合的に見ると、そこは総務部長に伺いたいと思っておりますが、全体的に本県の法人税関係の税収は、年間で見るとどのくらい減収が予想されるのか、この点についてちょっと所見を聞きたいと思っております。

三井財政課長 法人税関係の税収の状況ということでよろしいですか。

前島委員 見込みはどのくらいか。

三井財政課長 法人税関係につきまして、企業業績等の回復で増収と見込んでおりまして、いわゆる地方法人特別譲与税を加えた実質法人二税で見ますと、42億円程度、増収するのではないかと今現在は見込んでいます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

第65号 平成27年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

第66号 平成27年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑

土橋委員 今の説明の中で3台買うということですがけれども、大変期待を持てる車であ

るし、何人か、もう申し込んだなんていう人の話も聞きますが、今現状、予算が落ちて買いますよといっても、先日のニュースによると給油所がないという話が、給油所をつくるのがおくられているということですが、いつごろをめどとして考えているわけですか。

中澤管財課長 水素ステーションの設置につきましては、現在、産業労働部のほうで所管をしておりますが、年度内のできるだけ早い時期に設置になるということを確認しておりますので、私どもの車両購入も年度内に、この水素ステーションの設置に合わせるような形で考えたいと思っております。

土橋委員 大変興味のある問題だから、ちょっと簡単に、もう一度、説明を聞きたいですけれども、去年、議運で視察に行ったときに、ホンダとトヨタの車の展示会場に行って見てきたのですけれども、ホンダとトヨタのどちらを買うのですか。

中澤管財課長 現在、市販されておりますのはトヨタの車のみでございますので、トヨタ車を想定しております。

土橋委員 ミライという車だと思いますが、県だから早く手に入るとか、今から申し込んでとか、随分先まで入らないという話も出ているのですけれども、その辺のところはもう解決しているわけですか。

中澤管財課長 新聞等でもなかなか一般の方はというお話がありました。最初の年度に700台だそうですが、これは専ら官公庁等を優先的にお取り扱いいただけるといふ話は伺っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

承第1号 山梨県県税条例中改正の件

質疑

遠藤副委員長 今の御説明の中で、不動産取得税の特例措置の創設ということでありまして、リフォームを行った場合の税額を軽減するということですが、この軽減の額について規定はないのですか。

鷹野税務課長 現在、税率が4%になっているものを3%にする等でございます。

遠藤副委員長 この点は条例改正の中には入れる必要はないということでしょうか。

鷹野税務課長 この改正は対象を広げるものでありまして、通常、個人が買った場合には減額措置がございまして、買ってすぐリフォームをしたものについては、要するに最初から耐震工事がしてあったものと同じように扱って軽減措置を設けているんですが、業者が一遍買って私どもが買った場合に業者の軽減措置がなかったものを、業者のほうへ軽減措置を新設するものでございます。

既に軽減の内容については条例に書いてあるものを、そのまま使うような格好になります。

遠藤副委員長　　ちょっとわからないですけども、4%から3%に下がったという御説明をいただいたのですね。それを、要するに条文の変更はしなくていいのですかという質問ですけども。

鷹野税務課長　　説明がうまくなくて申しわけないですけども、既にある制度に対象者を広げたということを言いたいのですけれども。

遠藤副委員長　　対象者を広げた。

鷹野税務課長　　一般の私たちが買った場合には既にそういう制度があります。そこに、先ほどざっくりと言ったのですけれども、もっと細かい規定はいろいろあるのですけれども、それが列挙してありまして、今、私たちが個人として買った場合については減免があります。その対象者の中に今まで業者が入っていませんので、業者が入りますという理解をいただきたいと思います。

遠藤副委員長　　確認ですけども、要するにこの説明ですと、上からいくと統一するとか延長するとかで、ここだけ減額するとあるので数値が必要ではないかと思ったのですけれども、今の説明だと、要するに対象者を広げたということなので、説明文のほうを若干変える必要があるのではないのでしょうか。

鷹野税務課長　　すみません、これまで該当がなかった方に新設をしたという格好で考えたもので、また今後、検討させていただきます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

所管事項

質疑

(高速道路救急業務支弁金について)

遠藤副委員長　　1点、お伺いしたいのですけれども、高速道路の復旧業務に対して、高速道路会社から支弁金というものが管轄をする消防本部に支弁されているんですけども、これが結構ばかにならない、数千万円単位の金額であります。ただ、今、整備が進んでおります六郷インターから県境までは無料区間ということで、要するに収益がないということ、そういう制度がないということで、この支弁金がいただけないということのようでございます。

昨年から、このことについては所管の峡南消防本部のほうで消防担当、あるいは市町村課のほうに御相談させていただいて、一定の方策を導き出していただきまして感謝を申し上げますが、この春の交通安全週間の初日に、国道52号線南部町内でバスとトラックの正面衝突事故がありまして、そんなことで、改めてこの必要性を感じたところであります。

今、峡南消防本部では、再編成といいますか、改めて中部横断道対応の整備体制を見直しているという話を聞いておりますけれども、これが地域の消防行政、消防事務とはちょっとかけ離れた、要するに来県者とか通行する人のための消防であって、峡南消防としては、東海沖地震とか甚大災害が危惧されている中で、そういった方向に整備をし直さなければならぬということであれば、5つの町が構成をしている一部事務組合でありますから、5つの町が同じ意識を持って、今後、そういった整備をしていけばどうかというのが不安であります。

したがって、直接、消防本部のほうに何らかの支援体制が必要ではないかなということ、いろいろなことを、今の現制度ではできないということもございますけれども、今後、整備には3年先ということなので、何らかお考えいただきたい。この六郷インターから県境まで約28キロございますけれども、これが53%トンネル、22%が橋梁ということで、75%閉鎖されたところでありまして、当然、救急車1台配備をすれば8,000万円プラスランニングコストがかかる、車両火災なんかのためには、水利が得られませんから、水槽車等の配備も必要になるということなので、相当な負担になる。しかも、峡南5町は財政的にも経済的にも非常に驚いているというところだと思いますので、何らかの方法をお考えいただきたいということでございます。

小澤消防保安室長 遠藤委員の高速道路救急業務支弁金に関する御質問にお答えいたします。

高速道路の救急業務につきましては、維持管理に通行料収入が充てられていること、また、事故発生時には大規模な事案となる可能性が高いことなどから、昭和55年12月に、当時の建設省、消防庁、日本道路公団の3社で覚書を締結しており、以後、これに基づきまして、消防本部が高速道路の救急業務を実施し、その対価といたしまして、今であればネクスコが消防本部に支弁金を支出してございます。

一方、先ほどお話がございました、今後、整備が見込まれる中部横断自動車道の新直轄28キロ区間につきましては、国等が整備を行いまして、通行料収入も取らず無料であるということなどから、ネクスコが管理します他の有料道路区間と同様に支弁金を受けることは、現時点では困難な状況でございます。

今後、新直轄で整備されました先行の他県の動向を注視いたしますとともに、高速道路の開通に伴いまして生じた新たな財政負担の内容等を分析いたしまして、国の提案要望等の可否等について検討してまいりたいと考えております。

(消防体制の連携について)

遠藤副委員長

消防体制の連携といいますか、援護体制というのも必要だなと感じたのですが、例えばさっきの事故の場合は、たまたまスピードが出ていなかったことがあって重傷者がいなかったのですけれども、救急車が峡南消防から3台出ました。もう1台、消防はわかりませんが、静岡側から1台、4台でピストン輸送した。特に重傷者がいなかったから、近くの診療所をピストンしたんですけれども、重傷者がいれば、県中あたりに来れば往復3時間かかってしまうということで、こういったときの連携体制みたいなことを、高速道路網が張りめぐらされている一方で、こういったことも考えていかなければならないのではないかと思います。その辺についていかがでしょう。

小澤消防保安室長 大規模、特殊な災害等が発生した場合につきまして、消防本部等の消防力に対応することは困難な状況にございます。こういったことから、消防法の第

39条におきまして、市町村の消防の相互の応援という規定が置かれています。

例えば、全県的なものとしたしましては、10消防本部が職員の派遣ですとか、機器の提供を内容といたします常備消防の相互応援協定を昭和61年に結んでおりまして、高速道路に関しましては、中央道や中部横断自動車道等の路線ごとに関係する消防本部や構成市町村でこの協定を結んでございます。

峡南広域行政組合に関しましては、南アルプス市の消防本部等と中部横断自動車道相互応援協定を締結済みでございます。中部横断道の将来の開通を見据えまして、協定の締結等、新たな締結相手先が必要ということも想定されますので、今後、消防本部に対しまして助言等を行ってまいりたいと考えております。

(消防本部の一元化について)

遠藤副委員長 一時期、消防本部の一元化といいますか、県一構想がございましたが、こうなればそういった峡南消防云々という議論はなくなってくるのですけれども、その点、消防本部の一元化については、今現状、どのような議論がなされているのか。

小澤消防保安室長 消防本部の広域化につきましては、平成24年11月に開催されました第8回の山梨県消防広域化推進協議会におきまして協議等が行われたところでございますが、全県の広域化は難しいとのことで、平成25年3月をもちまして解散いたしております。現在、東部の3消防本部で、指令の一元化等の一部の広域化等を図っている状況でございます。

(市町村振興資金特別会計について)

渡辺委員 特別会計の市町村振興資金、補正でも出ていますので、ここで聞けばと思ったのですけれども、幾つか伺いたいと思います。

13号当初予算とあわせて盛られていますけれども、貸付金ということですので、利息もあったり償還基金もあったりするわけでしょうけれども、その辺はどのような形になっているか。

泉市町村課長 特別会計の市町村振興資金についての御質問にお答えいたします。

市町村における資金への融資、地方債ということになるわけですが、こちらの利率は市場の利率を勘案して、そこから、この4つの区分ごとに異なりますが、例えば利率を0.5%引くとか、多少の軽減をした上で資金の貸付をしているという形になっております。

渡辺委員 若干安いということで、百花繚乱という非常に華々しいタイトルの中身ですけども、この中で主にどのような事業に使われているのか。

泉市町村課長 先ほどの説明のところでも申し上げましたが、市町村が行うまちづくりの資金、例えば、この近くの甲府市でありますと、公園、市道、市民会館、そういったものに使っているという事例を聞いております。

渡辺委員 少し説明不足かな。実際には8事業とか、あるわけだね。そういう中で伺いたいのは、甲府の例が出ましたけれども、実際に、今年、予算を盛るに当たって、基本を聞きましょう。市町村から申し込みがあって枠をつくっているのか、予測して枠をつくっているのか、その辺はどうですか。

泉市町村課長 過去の実績を踏まえて枠の設定をさせていただいております。昨年度ですと、全体13億の枠でございましたが、この中で90%の執行率、全体で11億7,300万円余りの執行をしております。こういったものを踏まえまして、枠をまず設定をいたしまして、予算がお認めいただけましたらば、改めて今年度について募集をかけていくという流れになっております。

渡辺委員 去年は確かに執行率がよかったなと思いますが、平成23年度から事業が続いていると理解していいのかな。その中で、執行率が悪いときもある。特別、去年がよかったなという状況ですけれども、市町村に対してどのような案内というか、周知徹底をしているのか。

というのは、去年は10市町村が使っているということで、少し少ないのかなという思いもあるのですが、年々、減ってきているね。この辺はどうですか。

泉市町村課長 今、お話をいただきましたように、確かにこのところ、傾向としては減ってきているのではないかというお話ですが、平成26年度につきましては90%という高い執行率であるように、ここ数年で大分変動がございます。例えば国のほうで財政投融资の改革が行われ、そういったもので財政資金が得られにくいという状況が生まれてきております。また、市町村にとっては、市場から低利で融資を受けることがなかなかしにくくなっているという状況もあります。そういった傾向により、このところ持ち直しをしてきている状況であります。かつては市場のほう金利、低利の状況が続いておりましたので、そちらのほうを優先するという状況がありましたが、このところ、また変わってきているという状況です。

渡辺委員 その中で、合併推進資金というものがここへ出ているわけけれども、今、この合併推進資金というものが、使われているのか、今年の見込みの中で使われる可能性があるのか、その辺の考え方はどうですか。

泉市町村課長 合併資金につきましてですが、合併には2つの法律、旧法と新法というのがございます。合併新法によって合併が行われた富士川町、それから笛吹市、この2つについて、この資金を充てられることとなります。この中で、富士川町につきましては、昨年度、太陽光発電の設置であるとか、福祉センターの改修事業ということをやっております。

改めて今年の状況を確認してみますが、複数年継続をする見込みとも聞いておりますので、事業が出てくるのではないかと見越しております。

渡辺委員 今、新法と旧法という話が出ましたけれども、勉強不足で、どこがどういうふうになまかに違うのかな、その点はどうですか。教えてもらえますか。

泉市町村課長 旧法、新法の違いにつきましてですが、旧法のほうがやはり合併を推進するという面では大分有利な合併特例債や補助金、手元に資料がございませんので制度についてそこまで細かく御説明できませんが、旧法のほうがやはり大分有利な状況であった。そこを補う、新法の対象になった2団体につきましては、しっかり県としてもバックアップしていかなければいけないという思いから、資金を制度設定したと確認をしているところです。

渡辺委員 いろいろと御説明をいただきました。この件に関しては、もう少し勉強して

いきたいなという思いと、説明の中で使われている事業名の説明が少し足りない面もありましたけれども、最後に、市町村振興資金を使っての期待する効果、県はどのようなことを期待しているのか、そこをまとめてもらいたいと思います。

泉市町村課長 かなり国のほうでも、地方創生という動きの中で、大分、交付金等も配布されているという状況の中で、市町村振興資金が求めるものは何か。地方創生の交付金ではソフトがメインになっています。そういった部分で補えないハードの事業、いわゆる地方債を発行して行うような事業が対象になるわけです。いわば複数年をかけてしっかりと地域住民の便宜に供するような事業でありますとか、どんどん人口減の社会の中で市町村の財政が難しくなっていく状況の中、そういった面もしっかり補えるようにしていきたいと考えております。市町村としっかりとコミュニケーションをとりながら事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

(県債の現状について)

前島委員 事業について伺いますが、本所のほうからお見えになっている総務部長に特に、県債の現状と今後の取り組みのあり方をめぐって、全国的に見て山梨県の現状がどういう状況であるか、その辺の所見をちょっとマクロ的に伺いたいと思っています。

御承知のように、臨時対策債を含めましてであります。依然として山梨県の県債の総額は1兆円を下回ることがなかなか難しい状況にあるわけです。単独県債については努力の跡が見られますけれども、やはり臨時財政対策債というのも借金なわけですから、こういう問題につきまして、山梨県は、今、どんな位置にいる、この県債の全体的な流れがあるのかということについて伺いたいと思いますが。

前総務部長 県債の現状ということでございますけれども、平成25年度でございますが、1人当たり県債等残高というのは6番目に多いとなっております。ただ、現在、順調に県債残高のほうは削減してまいっておりますので、引き続き、こうした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

前島委員 全国的に見て、本県の県債の残高というのはどんな位置にあるのかということについて、ちょっと聞きたいのですが。

前総務部長 額だけで比較できませんので、先ほど申しましたように、人口で割った1人当たりの県債残高という形で比較をしますと、全国で6番目に多いということが数字としては出ているというところでございます。

前島委員 県債残高に対応していくために、歴代、それぞれ努力をしてきているんですけれども、御承知のように、平成19年以降はずっと1兆円台で推移をされていて、何としても1兆円を潜ることが難しい状況が続いているのですけれども、これに対してどういう努力目標を掲げて取り組まなきゃならんかという点で、総務部長の所見を改めて聞きたいと思うのですけれども。

前総務部長 先ほど1兆円を超えるというお話がありましたけれども、通常、臨時財政対策債といったものを除きました通常の県債残高でいきますと、例えば平成26年は7,100億程度、平成27年度の見込みでは6,882億円ということで、

トータルでは261億円の県債残高の削減が今年度もできるということでございますので、引き続き県債残高の削減に努めてまいりたいと考えております。

前島委員

平成27年度の予想見込みでも、御承知のように県の資料の中でもなかなか1兆円を切ることが難しい。その中で、やはり財政再建というか、県債削減に向かったの、一方、取り組みが、事業の見直しを含めまして大きな積年の課題であるということも事実です。そういう状況の中で、これから本県が取り組まなくてはならない具体的な削減の分野課題について、総務部長として、財政を預かる最高責任者として、本所からおいでになっている中で、こういう努力が必要だということを、ぜひ率直なところを聞かせてもらいたいと思っております。

前総務部長

財政運用を図っていく上で、歳入を伸ばしていくというのが一つ方法としてあるかと思えます。それについては、基幹産業の発展、集積、こういったものを図って税収を伸ばしていく、それが1つの方法。

もう一つは、歳出の削減ということで、県単の補助金、いろいろな事務事業の見直し、こういったものを進めつつ、公共事業についても、必要なものは実施していかなくちゃいけませんけれども、全体の状況を見ながら判断をしていく、こういったことを進めまして、引き続き県債残高の削減、あるいは財政の健全化を引き続き図れるよう努めてまいりたいと考えております。

前島委員

思うに、やはり新しい後藤知事県政の中で、新しい事業のメニューを、今後、出されていく、その一方で、やはり行政の過去の事業等の洗い出しを通じて、やはり削減を図る道筋というものもきちっと整理をしていかなければ、なかなか財政赤字を克服していくことは容易ではないと私は見ておりますし、なお、人件費問題などの占める割合というのは非常に高いわけでございますので、そういう点についての、いま一つ所見を聞かせてもらいたいと思っております。

前総務部長

引き続き、財政運営の健全化について進めてまいりたいと考えておりますし、現在、策定をしております総合計画の中にも、幾つかの財政運営の目標を定めてまいりたいと考えております。

以 上

総務委員長 塩澤 浩